

保証規定

株式会社テクパル

本保証規定（以下「本規定」といいます）は、当社が販売する「PC 本体」および「部品単体販売品」について、その保証条件および保証対応の範囲を定めるものです。お客様におかれましては、本規定の内容をご確認いただき、同意のうえで当社製品をご使用ください。なお、本規定は、日本の法令に基づきお客様に認められる法律上の権利を制限または排除するものではありません。

第 1 章 PC 本体の保証規定

第 1 条（保証期間）

PC 本体の保証期間は、別途書面等により明示した場合を除き、当該製品の納品書の日付から起算するものとします。

第 2 条（保証対象外）

次の各号のいずれかに該当する場合には、保証期間内であるか否かを問わず、保証の対象外とします。

1. 製品本体に貼付されたモデル名称、製造番号、シリアル番号等の表示が確認できない場合、または判読不能な場合
2. 火災、地震、水害、落雷その他の天災地変、公害、異常電圧、戦争、紛争その他不可抗力による故障または損傷
3. お買い上げ後の輸送、移動、落下、衝撃等、不適切な取扱いに起因する故障または損傷
4. 使用方法、設定方法の誤り、または取扱説明書等の注意事項に反した使用に起因する故障または損傷
5. 故意または過失による破損、汚損、分解、改造、加工、その他当社が不適切と判断する行為が行われた場合
6. 水濡れ、水没、落下等による故障または損傷
7. BIOS、ファームウェア等の更新または書換えに起因する不具合
8. ソフトウェア、アプリケーション、データ等に起因する動作不良
9. 使用環境（粉塵、湿気、油煙、振動、磁気、急激な温度変化等）に起因する故障または損傷
10. 周辺機器との相性、互換性等に起因する不具合
11. バッテリーその他消耗品の自然劣化または消耗
12. ウィルス等の外部要因に起因する不具合
13. OS、ドライバ等の更新または変更に起因する不具合
14. 本体に添付されている基本ソフト(OS)以外による動作不具合

第 3 条（修理および交換）

当社が修理または交換を行う場合、当該対応の方法および内容は当社の判断によるものとしま

す。交換または修理により取り外された部品の所有権は、保証期間内の修理の場合は搭載されておりました故障部品（交換済み部品）の所有権は当社に帰属するものとし、お客様への返却はいたしておりません。有償修理による修理部品の購入を伴う修理においては、故障部品の所有権はお客様に帰属いたします。

交換または修理後の製品における同一箇所の不具合に対する保証期間は、製品の保証期間の満了日、または、交換もしくは修理された製品の引き渡しの日から起算して 90 日を経た日のいずれか遅い方といたします。

第 2 章 部品単体販売品の保証規定

第 4 条（適用範囲）

本章は、当社が新品として販売する PC 用部品を単体で購入された製品（以下「部品単体販売品」といいます）に適用されます。

第 5 条（保証期間）

部品単体販売品の保証期間は、別途書面等により明示した場合を除き、当該製品の納品書の日付から起算するものとします。

第 6 条（保証条件）

部品単体販売品について保証対応を受けるためには、次の各号の条件をすべて満たしていることが必要となります。

1. 製品本体に表示された型番、製造番号、シリアル番号等が判読可能な状態であること
2. 購入時に同梱されていた外箱、内装材、付属品、取扱説明書、保証書その他一切の同梱物がすべて揃っていること
3. 分解、改造、加工、修理等が行われていないこと

第 7 条（保証対象外事項）

次の各号のいずれかに該当する場合には、保証期間内であるか否かを問わず、保証の対象外とします。

1. 外箱、付属品、取扱説明書等の欠品、破損、汚損、または当社が再販売困難と判断する状態にある場合
2. 組込み、配線、取付、設定その他の作業における不備に起因する故障または損傷
3. 他社製品との組み合わせ、相性、互換性等に起因する不具合
4. 他の部品または PC 本体の故障、異常、仕様等に起因して発生した不具合
5. 静電気、過電圧、誤配線その他通常想定される使用条件を超える外的要因による故障または損傷

第 8 条（保証対応内容）

部品単体販売品に関する保証対応は、当社の判断により、修理または同等性能品への交換とします。

当該部品単体販売品の不具合に起因して生じた間接的、付随的、派生的損害（他部品、周辺機器、システム全体、データ等を含みますが、これらに限りません）について、当社は一切の責任を負いません。

第3章 共通規定

第9条（データの取扱い）

記録媒体等に保存されたデータについて、当社はその保護、保存、消失防止または復旧について、いかなる保証も行いません。必要なデータについては、お客様の責任において事前にバックアップを行ってください。

第10条（保証対応方法および費用）

保証対応は、特に定めのない限り、センドバック方式とします。送料および保証対応に伴い発生する諸費用の負担区分については、当社が別途定める条件に従うものとします。

第11条（保証対応方法および費用）

お預かりした製品は、動作検証・修理に日数を要する場合があります。修理部材の手配状況によっては修理期間を定められない場合もあります。あらかじめご了承くださいませよう願います。

製品の保証対応として交換または修理する際に、当該製品を当社でお預かりすることがございますが、その場合、当社より代替品等の提供の義務は負いません。

お預かりした製品の保証対応の完了後、製品をお受取りいただけない場合や、連絡不能・拒否・返却先不明等が発生した際は、当該製品が当社に到着した日より起算して、6ヶ月間、当社にて保管させていただきます。当該期間を経過した場合は、当社はお客様が所有権を放棄されたものとみなし、当該製品を処分できるものとし、その掛った費用(修理費、検査費、保管費、処理費等)については、お客様に請求できるものとします。

第12条（他社製品の取り扱い）

当社で購入された製品と、当社以外で購入された製品を組み合わせたことにより不良または不具合が発生した場合、当社で購入された製品の保証対応として、当社にて検証することは可能ですが、検証の結果、当社以外で購入された製品に起因して当該不良または不具合が発生したことが判明した場合、当社サービスに基づく検証費用を請求させていただきます。また、検証費用をお支払いいただきましても、当社以外で購入された製品は、当社による修理対応は一切応じられません。また、当社以外で購入された製品を当社でお預かりする場合、その輸送中、検証作業中等の時点を問わず、当該製品につきましては一切の責任を負いかねます。

第13条（責任制限）

当社の責任は、本規定に基づく製品自体の修理または交換に限定されるものとし、事業利益の損失、事業の中断、事業情報の流出、その他の金銭的損失等、当社販売製品の使用または使用不能から生ずるあらゆる損害につきまして、当社では一切の責任を負わないものとします。当社取扱製品は医療、原子力、航空宇宙、輸送等、人命に関わる設備や機器としての使用、またはこれらに組み込んでの使用は想定されていません。これらの設備や機器、制御システム等に本製品を使用され、本製品の故障により、人身事故、火災事故、社会的な損害等が生じても、当社ではいかなる責任も負いません。

第14条（準拠法および管轄）

本規定は日本法を準拠法とし、本規定に関して生じた紛争については、当社本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2025年12月19日 改訂